

再 開 令和5年3月29日 午前9時00分

西井委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、会議を行います。

発議第1号、坂本剛司議員に対する懲罰動議についてを議題といたします。

休憩前は、坂本剛司議員の発言内容について改めて確認いただき、本議案が懲罰事犯として懲罰を科すものと全会一致で決定し、さらに、懲罰の種類については戒告が妥当であるという意見でまとまりました。

ここでお諮りします。

坂本議員に戒告の懲罰を科すことにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、坂本議員に戒告の懲罰を科すことについて可決されました。

次に、戒告文(案)についてお手元に配付しております。事務局長に朗読させます。

事務局長、よろしくお願ひします。

岩永事務局長 議会事務局長の岩永です。それでは、戒告文(案)を読ませていただきます。

3月27日開催の令和5年第1回定例会4日目の、令和5年度一般会計予算の賛成討論における4番、坂本剛司議員の発言の一部に、事実を正確に表現していない発言や事実と異なる発言、自身の推測による不確実な発言により、一部議員が密談をしていたかのような誤解を招き、議員一部について、事務局長に誘導され修正案を提出したかのような誤解を招いた。事務局長についても、議長の命により業務遂行のために報告した内容が、自身の誤解により、公務員としてあるまじき行為であるかのような発言をされた。これらの内容は、予算特別委員会を侮辱し、ひいては議会や議員を侮辱する行為であり、結果、葛城市議会や議員、市職員の信用を失墜させるとともに、議会と理事者の信頼関係を崩壊させた。また、事務局については、実名まで挙げた発言であり、名誉を大きく傷つけたほか、パワーハラスメントとも取れる発言でもある。

坂本剛司議員のこれらの発言について、当初は、発言の取消しや謝罪もしないという強固な態度であった。最終は、自身の発言が不適切であるとして、発言の取消しと謝罪を申し出られたが、長時間、自身の発言について振り返らずに、反省もしなかったことで議会進行を大きく遅延させ、結果的に妨害することになった。これらのことは地方自治法第132条及び同法第131条に抵触するものである。よって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告する。

以上です。

西井委員長 ただいま読み上げられましたことについて、若干、気がついたことがあれば、ご意見いただきたいと思ひます。

谷原委員。

谷原委員 文言、一部、私はこういう言葉を使ってほしいということだけ提案します。上から3行目の、事実と異なる発言というところですが、私は、事実無根の発言というふうにしていただきたい。と申しますのは、私が大変気になっているのは、昨日の資料の中で、坂本剛司議員

が述べた言葉の中に、岩永議会事務局長が来て、担当部署が、西の山の辺の道の事業はなしになっても構わない。いや、むしろなしになったほうがよいと言っている。こんなことは全く言ってないし、曲解してでも、こんな言葉が出てこようがないんです。こんなことを事実と異なるという軽い言葉で済ませていいのかなど。こんなん、担当間のことではないですか。予算を上げてきた担当課が、なしになったほうがいいのかという予算を上げてきたのかと。予算審議そのものが、どういう予算なんですかと、これ、市長、どういう予算を上げてきたんですかいうところまで行く話ですよ、これ。物すごいひどいことだし、僕はそういう言葉をその場で聞いてたら、必ずそんなことは一言言いますから、こんなことは聞いてないんです。むしろ、修正案が通って、その予算がなくなったとしても、6月補正で上がってきて、今後審議の中で事業が遅れることないみたいなことは、僕は聞いたように思うんです。記憶があれですけど。削減されても、それはそれで何とかしますという、そういうニュアンスだったと思う。ここまで来ると、事実と異なるというたら、ちょっと異なるかなという感じだけど、こんなん、異なるというか、捏造と言ったらおかしいけど、思い違いも甚だしいというか、事実無根なので、これを許しておくで職員が処分されるということになります、こっちが正しいとすれば。こんなん、すごい混乱を起こす言葉ですし、全くの事実無根と強い言葉で僕は否定したほうがいいと思いますので、事実と異なるという、ちょっと柔らか過ぎると思いましたので、それを付け加えたり、変えていただいたらと思います。

西井委員長 ただいま、その会議に出席されてた谷原委員が、説明を聞いてたところで、そんなん事実ではないやんかと、はっきりとおっしゃってますので、このことについて、変更について、皆さん、いかがでしょうか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 今、谷原委員のおっしゃったことにつきまして、この文書につきましては、端的に短く表現しなくてははいけませんので、事実無根の発言とするほうが、より正確に今回のことについて表現できると思いますので、私もこれに賛成したいと思います。

西井委員長 皆さん、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしということで、変更をお願いします。

ほかにございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 これ、委員会で内容的にご承認をいただいた内容ですので、委員としてはこれでいいんじゃないですかというお話です。一方、局長及び原課におかれましての聞き取り等も、今日までにしていただいているかとは思いますが、そういう確認作業ができるのであれば、一度、できる範囲内で、原課の確認も取っていただくことも賢明かなというふうには思うんですけれども、それはどうなんでしょうか。当事者としての言い分とか、そういうものが可能かどうかですよ。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 産業観光部長がどうのこうのということを調査することは、僕は要らないのかなど。つま

り、この文言についてだから、岩永局長はこう言ったかどうかということが、この文言だと思っんです。岩永局長が、担当部署がよいと言っていると委員長に報告しました。でも、委員長にそういう報告は、僕はなかったと受け止めてるということなので。

西井委員長 増田委員。

増田委員 今日までの間に、部長の発言も含めた内容が事実と異なるということを議論してるのであって、今日までの間に、聞き取りもして、こういうふうな結論が出た、こういう内容であったということを確認させていただけるのであれば、別に問題ないんです。それ、聞き漏らしたかどうか分からんけども、部長とも、こうですよという確認作業が終わってますというのであれば、それでいいんですけども。知らん間に、こういうふうな流れになったということであれば、それは事実確認、過去に、今日までにやっていただいていたかどうかの確認でも結構なんですけど。

西井委員長 岩永事務局長。

岩永事務局長 私と早田部長とのやり取りというのを昨日も言わせていただいたんですけども、まず、この予算、修正かかった場合に、県にご迷惑かけたりとかしませんかということで、まだ申請もしてない段階やから、今やったら県に迷惑かけることはない。6月とか、違うときに補正予算を出して、改めて県に補助をお願いするということは可能であると。そやから、今、予算を減額されても、次の方法があるということで大丈夫ですというお話を聞きました。

それと、これを減額する理由とか、議会がどう言ってるかというような中で、議会はもっと連携を深めなさいとかという形で、実際にこれはまだ早いのと違うかという修正をかけるのであれば、それを基に、近隣の市町村にもっと声かけをさせていただけるのかなと。逆に、マイナスをプラスに転じようという前向きな姿勢でやらせてもらいますよと。だから、そういう表現が、落としてもいいですよというふうに聞こえたかもわかりませんが、私、そこまでは、打合せの中では明確には言いませんでしたけど、担当部署の考えとしては、やりたくないではなしに、次の方法を考えます、前向きにいきますというような意味で、今落としてくれはっても支障はないというような表現を私はしたつもりです。

以上です。

西井委員長 増田委員。

増田委員 坂本議員の発言、当日の討論の内容について、原課がどのように感じられたかということについて、あんまり今日までお聞きしてないので、一番、いや、これはまずいですよというふうな率直な意見も、コメントとしてあったらよかったなど。恐らく、局長は、部長といろんな内容についての確認作業をしていただいているので、その報告はしましたけど、原課としての感想といいますか、あれを聞いてどうだったというのも、今、報告いただいた内容で確認をしていただいているのであれば、それで結構かと思えますけど、ちょっと感じましたので。

西井委員長 ほかにご意見ございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 私はこの文章で結構かと思っんですが、これは簡潔なものですので、どういう事実があったか、今、岩永局長もおっしゃったことも含めて、やっぱり克明に委員長報告で、どういう

ことが事実で、それがこういうことになったということは、ぜひ分かるような委員長報告で補足していただけたらと思います。でないと、なぜここまで紛糾したかということも、具体的に分かりにくいと、いろいろ市民の中にも臆測を生んでしまうことになると思いますので、それだけよろしくをお願いします。大変な作業かとは思いますが、よろしくをお願いします。

西井委員長 ほかによろしいでしょうか。

杉本委員。

杉本委員 中身については、今、皆さんおっしゃったので構わないですけど、確認なんですけども、これが終わって、坂本議員の発言の扱いというか、どこからどこまでが削除されて、どこからどこまでがなくなって、なかったことになるということなんですよね。昨日の分だけなくなるんですか。その辺の判断は誰がするんですか。不適切というのは誰が判断して、どこまで削除されるかというのが分からないと……。

西井委員長 岩永局長。

岩永事務局長 昨日の本会議、最初始まるときに、坂本議員が、ここからこの部分を修正してくださいという申出があったと思うので、それに対して議長が議会の許可を得るとい形になると思うんですけども、それからいうと、この修正案が出される過程においては、20日の予算特別委員会を終了後、委員が応接室に集まりというところから、葛城市の観光PRになる西の山の辺の道事業をなしとする修正案に反対しますというところ、そこまでです。以上のところで削除ということになります。

西井委員長 杉本委員。

杉本委員 僕、あんまり記憶が相変わらず定かではないんですけども、賛成討論の前段と後段があったと思うんですけども、言うてええのかあれですけど、前段は事務局が考えていただいた賛成討論で、後段が坂本議員が持ってこられたやつだと思うんですけど、今おっしゃったところは、坂本議員が持ってきたところ全部ということでよろしいですか。違う部分もあるんですけど、そこは……。

岩永事務局長 ここが不適切やったと本人が。

杉本委員 本人はそれでいいんですけども、僕らは、そこに関しては大丈夫なんですか。そこだけぼんと残っちゃうんですよね。

西井委員長 その件も含めて、暫時休憩いたします。

休 憩 午前9時19分

再 開 午前9時44分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

休憩中に意見が出た中で、産業観光部長に事情確認をしてもらわねばならないのではないかと、産業観光部長に参考人として協力してもらったらいかがかと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 そうしたら、産業観光部長の早田氏を招聘させてもらいたいと思います。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前9時46分

再 開 午前9時48分

(早田産業観光部長入室)

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

大変忙しいところ、産業観光部長に出席いただきまして、ご協力いただきまして、ありがとうございます。簡単な部分だけの確認をさせてもらいたいということで、お願いして、快く証言すると言ってもらってありがとうございます。

担当部署が、西の山の辺の道事業はなしになっても構わない、いや、むしろなしになったほうがよいと言っているというふうなことが議事録で出ておりますが、部長はそんなことは言われてないということか、言うたかということについてだけ教えてもらいたいと思います。

早田産業観光部長 おはようございます。産業観光部の早田でございます。どうぞよろしく願います。

今、委員長がおっしゃられた、なくなってもいいというような発言をした事実はございません。

西井委員長 主にこの部分だけ、部長も言ってないことを言われてるということでございますので、今、その証言を初めて我々がいただいているということで、それだけの確認をしたいと。懲罰特別委員会やけど、調査するとしたら、やはり部長自身も、本会議中にその発言で、公平な形で進めるとしたら、言ってないことを言われたということになって、話をきちっと議論する場ではないところで一方的に言われっ放しでは、これでは、懲罰特別委員会での、言ってないということであれば、その辺を証言してもらいたいという気持ちでございます。

ほかに。

梨本議長 局長の発言で間違いないかだけ確認していただけますか。

西井委員長 局長に、言ってないこと、簡単に言えば、どのような問合せについて、記憶の限り、どう答えたかということだけ簡単に言うてもらう。

早田産業観光部長 ただいまの委員長のご質問でございますが、局長のほうからお電話をいただきまして、看板の設置工事について、当初予算に計上されてるのを修正した場合に、奈良県等にご迷惑がかからないかというようなお話でしたので、今年度のインフォメーションの事業と全く同じで、8月に申請して、8月に交付決定がされて、今年度も9月に補正予算を計上させていただいたということをご説明させていただいて、当初予算での修正について県にご迷惑がかかることはないと思われるという発言をさせていただきました。

西井委員長 これでよろしいですか。

ほかに何か。

(「なし」の声あり)

西井委員長 そうしたら、取りあえず、産業観光部長、どうもありがとうございました。ご退席をお願いして、またお仕事頑張ってもらいたいと思います。

(早田産業観光部長退室)

西井委員長 ただいま産業観光部長が証言されたということで、この内容と全く違うということを証言されてるということでございます。

戒告文について、この形で若干の修正を言われましたが、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 最後に皆さんにお知らせいたします。

本日の委員会の審査内容につきましては、この後、議場におきまして、会議再開後、私から委員長報告を行いたいと思っております。ご承知おきをお願いいたします。

以上で本委員会に付託されました審査が全て終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言があれば許可いたします。

柴田議員。

(柴田議員の発言あり)

西井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ここで委員外議員の発言を終結いたします。

皆さん、慎重審議ありがとうございます。

これをもちまして懲罰特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午前9時56分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

懲罰特別委員会委員長

西井 覚